

廿日市市こども計画（案）について

1. 計画の基本的な事項

(1) こども計画の目的

「こども計画」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である「こども基本法」に基づき策定されるもので、廿日市市に暮らすこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会をつくることを目的とした計画です。

こども・若者のライフステージに応じて、心身の健やかな成長をサポートするための切れ目のない支援を行うとともに、雇用や結婚・出産・育児など、希望するライフプランの実現を後押しするための支援に取り組みます。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法 61 条における「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条における「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条における「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条における「市町村計画」と一体的に策定することとします。

廿日市市こども計画（本計画）

市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・若者計画

次世代育成支援対策推進法における「市町村行動計画」

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律における「市町村計画」

(3) 計画の期間

基本的に 5 年を 1 期とする計画ですが、包含する「第 3 期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を令和 7 年 3 月に策定し、計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度までとしていたことから、終期を揃え、本計画の期間は令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。

(4) 計画の対象

本計画の対象については、妊娠期からおおむね 30 歳未満のすべてのこども・若者と子育て家庭及びこども・若者を取り巻く地域、関係団体、事業者等とします。

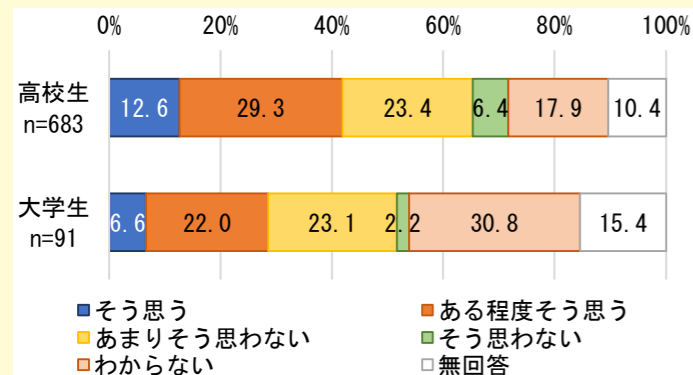
「こども」を乳幼児期から思春期までを指す「0 歳からおおむね 18 歳まで」とし、「若者」を青年期である「おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満」とします。

※高校生年代については、「こども」から「若者」への移行期であり、「こども」・「若者」のいずれにも該当する年代と捉えます。また、施策によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

2. 廿日市市のこども・若者の状況

(1) アンケートからみるこども・若者と子育て家庭の状況

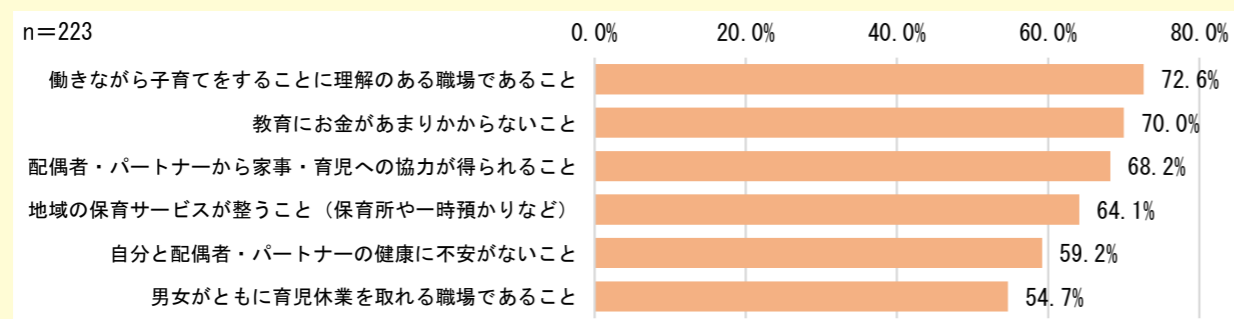
【市がまちづくりを行うときに、こどもや若者の意見を取り入れていると思いますか。】



【どのような場所があれば居場所になると思いますか。】

(単位：%)	小学生 n=938	中学生 n=862	高校生 n=683	大学生 n=91
いつでも 行きたい時に行ける	71.6	64.5	59.3	48.4
好きなことをして 自由に過ごせる	68.2	62.6	55.5	42.9
長い時間いられる	57.7	55.2	51.1	49.5
ありのままにいられたり 本音を出せたりする	55.3	53.7	44.5	51.6
話の合う人や趣味の合 う人に会える	41.2	39.9	36.6	30.8

【あなたが子どもを持つ場合の条件としてどのようなことが考えられますか。(上位 6 項目)】



(2) こども・若者への支援に関わる団体等へのヒアリングからみえる課題

- ・支援が必要な家庭が増えている
- ・インターネットやスマートフォン利用の低年齢化による課題が増えている
- ・小学校高学年から若者世代の居場所が不足している
- ・体験活動に活用できる地域資源を発掘していく必要がある
- ・福祉、教育、医療など、様々な分野で連携を図りたい

(3) こども・若者本人からの意見（こども若者ミーティングより）

小学 4 年生～中学生を対象としたワークショップと、高校生年代～30 歳未満を対象にしたワークショップを実施しました。

小学生・中学生からの意見

【テーマ：普段の生活の中で「こうなってほしい」と思うこと】

- 【1 班】一番実現したいこと：室内の遊び場を増やす
- 【2 班】一番実現したいこと：こどもたちが安心・安全に過ごせる場所をつくる

高校生～30 歳未満からの意見

【テーマ：将来のライフイベントを想像して解決してほしいと思うこと】

- 【1 班】一番解決したいこと：医療施設の充実（出産・育児関連）
- 【2 班】一番解決したいこと：お金の不安（結婚・住まい関連）
- 【3 班】一番解決したいこと：相談・交流の場づくり（仕事・活躍関連）



3. 主な課題

1. 保育士等の不足

- ・国が定める保育園等での保育士の配置基準の見直しへの対応
- ・「こども誰でも通園制度」の実施への対応

2. こども・若者の居場所の不足

- ・留守家庭児童会の利用者増加への対応
- ・多様な居場所の不足

3. 支援が必要な家庭やこどもの増加

- ・児童虐待の増加
- ・医療的ケア児やヤングケアラーへの対応

4. こども・若者が意見を表明する機会の不足

- ・こども基本法の理念に沿った対応

4. 重点施策

重点施策 1

保育士等の人材確保・育成

重点施策 2

こども・若者の居場所の充実

重点施策 3

発達に気になる児童や医療的ケア児への支援

重点施策 4

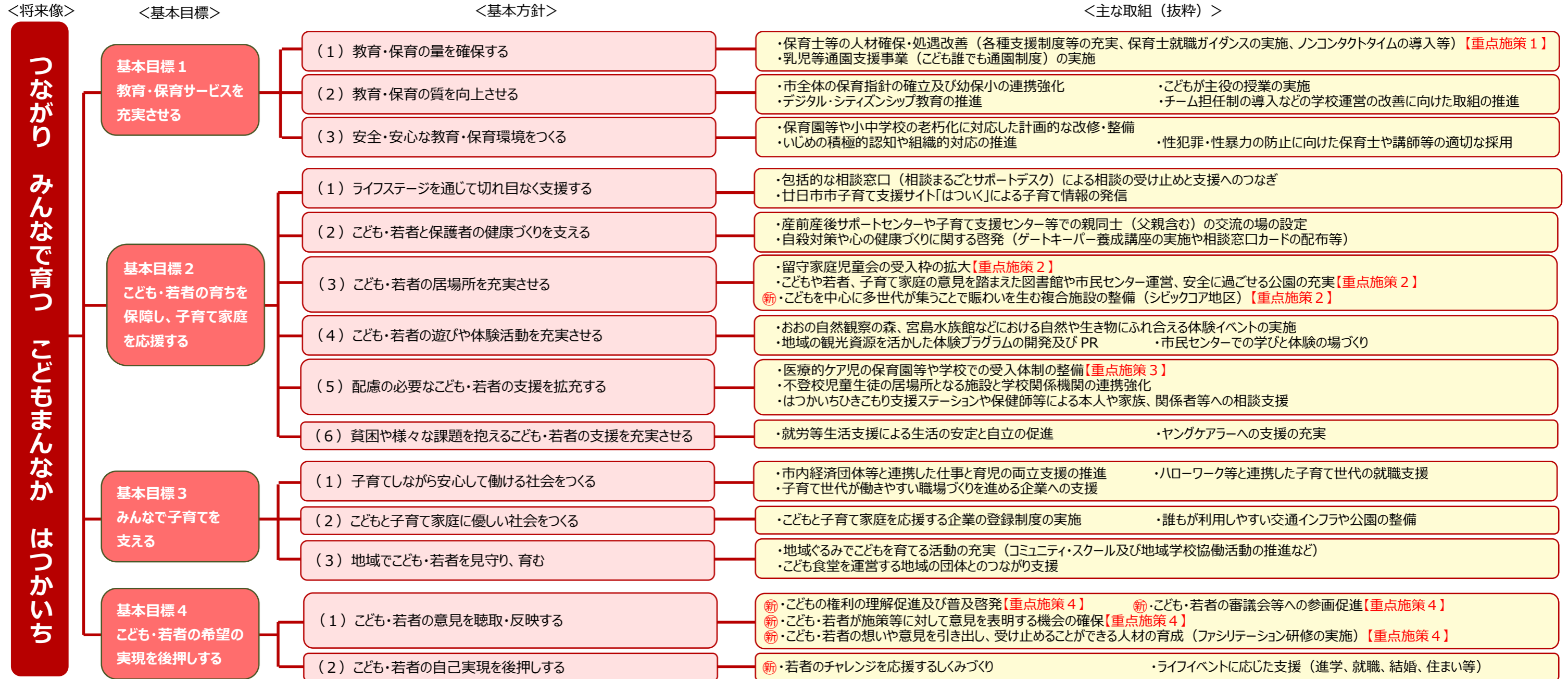
こども・若者の意見を反映した施策実施

5. 将来像

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえて下記のとおり将来像を掲げます。こどもの育ちを起点に、家庭・学校・地域・行政などがつながり、それぞれの立場から関わり合い、その関わり合いを通じて、こどものみならず、保護者や周りの大人も学び・成長し、こどもの育ちを地域全体の喜びとして分かち合えるまちづくりを目指します。

つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち

6. 施策体系



＜数値目標（抜粋）＞

指標名	現状値 (R7)	目標値 (R11)	指標名	現状値 (R7)	目標値 (R11)	指標名	現状値 (R7)	目標値 (R11)	指標名	現状値 (R7)	目標値 (R11)
基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる			基本目標 2 こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する			基本目標 3 みんなで子育てを支える			基本目標 4 こども・若者の希望の実現を後押しする		
支援制度により新規確保につながった保育士等の人数	(令和5年度) 0人	35人	安心できる場所が3つ以上あるこどもの割合	小学生 96.7%	小学生 97.8%	子育てと仕事を両立できている18歳以下のこどもを持つ市民の割合	59.4%	67.8%	市の審議会等における30代以下の占める割合	2.9%	3.5%
待機児童数(10月1日時点)	(令和5年度) 19人	0人		中学生 96.8%	中学生 98.0%						
「自分のこども(未就学児)が普段の生活や保育園等で、楽しく過ごしている」と思う市民の割合	94.6%	96.9%	民間留守家庭児童会設置数	(令和5年度) 3か所	7か所	はつかいち子育て応援宣言企業登録数	-	140社	自分の将来について明るい希望を持っている市民(18歳～29歳)の割合	62.4%	72.4%
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 89.2% 中学生 83.7%	小学生 90.5% 中学生 86.0%									